

まつもとほうじん

平成28年
(2016年) 5月号
第496号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



ふるさとの宝
次代へのおくりもの

- 主な記事 -

- 税に関するアンケート集計結果..... 2 ~ 3 頁
- 税務ポイント..... 4 頁
- 皆さんこんにちは・二木正之氏..... 5 頁
- 頑張ってます・野口冬紀さん..... 5 頁
- 法律レポート..... 6 ~ 7 頁
- 松本法人会 “やまびこ運動” ご協力のお願い..... 7 頁
- ふるさとの宝、青年部・女性部コーナー..... 8 頁
- 前期税務研修会日程のご案内..... 9 頁
- 会員福利厚生制度 P R..... 10 頁
- 5月の予定、
松本山雅 F C チケットプレゼントのお知らせ等... 11 頁
- インフォメーション、地区トピックス
川柳コーナー、あとがき..... 12 頁
- 松本法人会 “やまびこ運動” ご協力のお願い..... 付録
- 第4回通常総会記念講演会のご案内..... 付録
- 第15回会員親睦ゴルフ大会のご案内..... 付録
- 大同生命「退職金等福利厚生に関するアンケート」ご協力のお願い... 付録

かん ばん けん ちく 看板建築 (松本市)

松本市の中心市街地には、昭和の初期に流行した「看板建築」と呼ばれるレトロな建物が数多く残っています。

看板建築とは、茅野市出身の建築史家の藤森照信氏が命名して、次第に定着した名称で、関東大震災後の復興の過程で誕生した、建物の表面をモルタルやタイルなどで洋風に装飾した商店建築のことです。

(横沢敏編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社
長

経
理
担
当

税に関するアンケート集計結果

(ご回答募集期間：平成28年2月～4月)

昨年12月24日に閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」は、経済の好循環を確かなものとする観点から成長志向の法人税改革（実効税率の引下げ等）を行うとともに、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、平成29年4月から消費税に軽減税率を導入することなどが盛り込まれました。

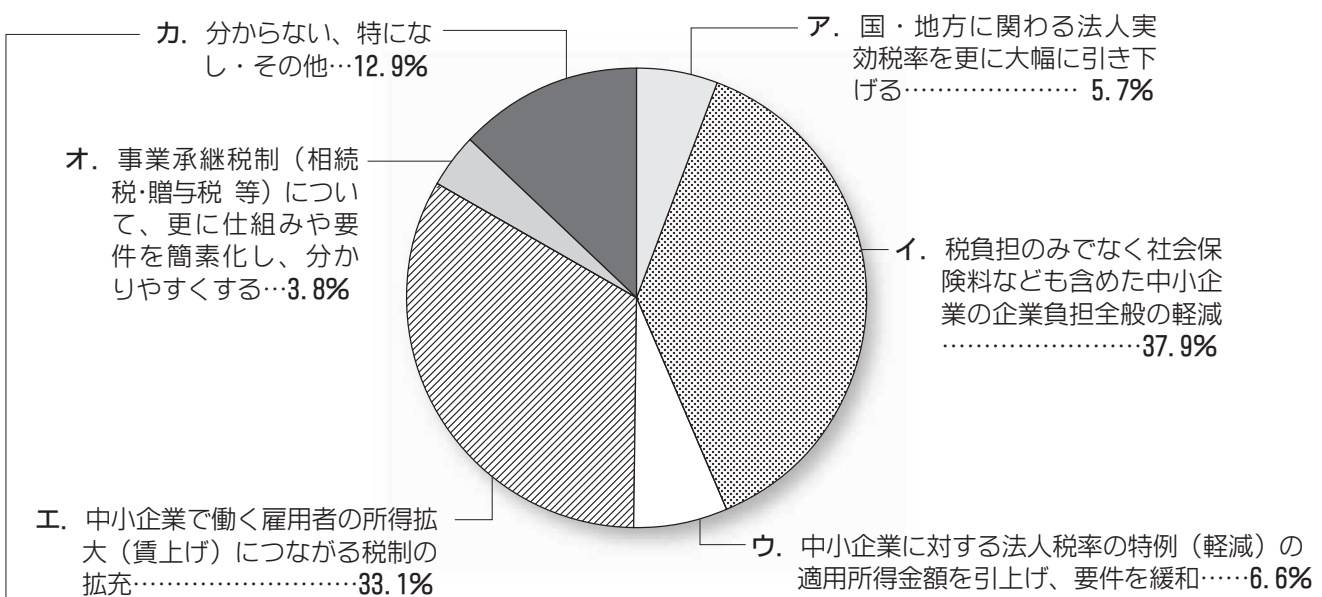
一方、国の予算面を見ると、歳入では、柱となる税収を約57兆6千億円と見込み、財源不足を補う新規国債は約34兆4千億円としています。国債発行額は3年連続で減額し、公債依存度も35.6%へと下がる見込みです。また、財政健全化計画に盛り込まれている歳出増抑制の目標を守るため、高齢化に伴う社会保障費の伸びを、27年度当初予算比1.4%増に抑えた約32兆円としました。ただし、消費税の軽減税率で見込まれる税収減を補う策は先送りされたほか、財政の立て直しを税の自然増収に頼る現状には変わりありません。

これら、28年度税制改正の大綱の内容と現状などを踏まえ、次の二つをおうかがいします。

1【中小企業の活性化に効果的と思われる税制について】

現在、国・地方あわせて32.11%の法人実効税率を段階的に20%台に引下げることにについて、大綱には当初の予定を前倒しする形で平成28年度から29.97%に引下げることが盛り込まれました。併せて、税率引下げの減収を補うため課税ベース（課税される範囲・税金のかかる対象）の拡大が予定されています。一方、企業収益を改善させているのは都市部や大企業ばかりで、地域経済と雇用を担う中小企業には効果が及んでいないという意見もあります。

そこで、中小企業の活性化にとって、最も効果的であると思われる税制について、次の中から1つ選んでください。



【法人実効税率を下げた不足分をどこから補うのか / 直間比率の見直し / 担税力に応じた負担 / 法人税改革は望ましい / 他、無回答、複数回答等】

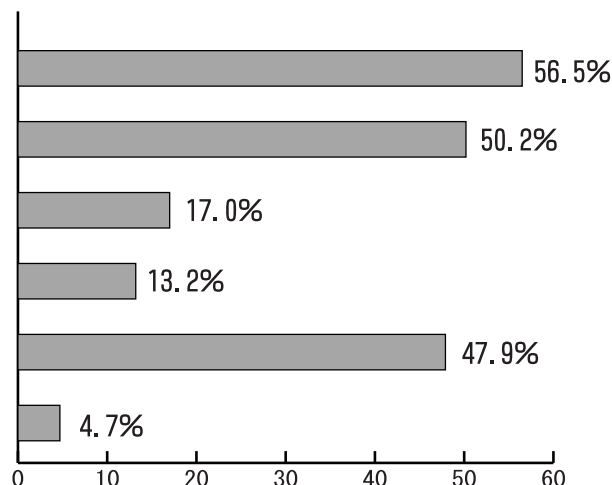
2【消費税に関し今後懸念されることについて】

28年度税制改正の大綱では、消費税率10%への引上げとなる平成29年4月から ①酒類及び外食を除く飲食品、②新聞の定期購読料の税率を8%とする軽減税率制度を導入することとされました。

また、平成33年4月からは、複数の税率に対応する事業者の経理方式として、それまでの間の「簡素な方法」から、いわゆるインボイス（適格請求書等保存方式：商品ごとに税率や税額を税額票に明記する）方式に移行することとされています。

そこで、今後の消費税について、次の中で皆様が心配されることについて、お答えください。（複数でも可）

- ア. 軽減税率対象品目が決まっているとはいえ、区分の難しい例がでてきそうなこと
- イ. 税率区分の経理方式が「簡素な方法」を経て「インボイス」へと移り変わることに伴う事業者側の負担の増加
- ウ. 日々の取引の中で消費税増税分を適正・着実に転嫁し、価格に反映すること
- エ. 売上げで預かった消費税を適正に納付すること（税額・期限・回数）
- オ. 税率10%にとどまらず、更に引上げのおそれ
- カ. 分からない、上記になし・その他



【消費の落ち込み / 増税分が有効に使われるか・将来の安心につながるのか / 税率引上げを当面凍結する / 売上は必ず落ちる / 軽減税率に反対 / 個別対応方式による区分処理が複雑になりすぎる / 税率引上げが更なる景気低迷につながらないことを祈る / 他、無回答等】

その他、税や行・財政についての意見ありましたら自由にご記入ください。

法人実効税率下げても大企業の内部留保となるだけなので、大企業の法人税を上げて消費増税に替えたらい/外食の消費税軽減税率は線引きの難しさと不公平、かつ煩雑で、止めたほうがよい/口に入るものは8%、それ以外は10%のようにシンプルにしてほしい/法人税率下げても国が確実に税収を補うため消費増税となり、中小企業にとって収益金確保は無意味/預り消費税を支払う余力を残せるかが今後の課題/社会保険料率上がる中、賃金拡大したくても会社負担増で一定基準値からプラス転嫁できない/現8%ですら借り入れて納めている状況で、10%になった時、各企業対応できるか大きな不安（同様意見複数）/消費税は免税事業者のないように/消費税増税論が先走らないようなPR法を考えるべき/同族会社への留保金課税を廃止してほしい/都市部の大企業への外形課税引上げで地方交付金増やし、地方の自治体裁量による予算ベースを上げるべき/消費税を納めない会社多いのか、それならば必ずしも納めなくてよいのかと思ってしまう/税法改正による経費等、中小企業には大きな負担。未対応は罰則と徹底させることもよいが、現場の立場となり（負担を）補うことも同時に考えてほしい/（消費）税率上がると毎回便乗値上げ起こる。更なる物価上昇についても問題/財源不足は分かるが、ムダは減らせているか、の点について一般市民には監視できかねる（同様意見複数）/申請しないと還付されない医療費控除のしくみは難しい/社会保険料負担が資金繰りを圧迫し、経営維持の面で問題となる。企業の負担が軽くなるよう、国が方向付けしてほしい/飲食店は客に「税込で」「税を負けて」などと言われやすい。10%になる前に、適正に価格転嫁できるよう、何か啓発するものがあれば店側から客にお願いしやすい。税込依頼は本体価格値引きにつながり納税が厳しくなる/所得の低い人に配慮するならば全員対象の軽減税率ではなく、もっと効率よく（対象を）絞るべき/8%への引上げの打撃から立ち直りつつある時に10%とは痛すぎる。消費税未納が増え（国の）目論見どおりの税収にならないのでは/増税の一方で減税で差し引き税収の変わらない政策はやめてほしい/規制緩和の見直し（自由競争の限界）/行政への届の提出など二重の事務を簡素化できないか/国の予算に複式簿記（標準原価計算）の導入/消費者として税率低いのはよいが財政を考えると10%と決めたことをやり通すほうがよい/消費税10%になれば更にデフレが進行すると思う。デフレ脱却の優先課題とは真逆に進んでおり心配/消費税増税が社会保障に充てられているのか疑問（同様意見複数）/消費税納めない事業者へも税を支払うのは不公平/税に関する権利・義務の意識低い日本に間接税はなじまないで直接税主体とすべき/賞与に対する所得税・社会保険料が高く、雇用者も企業も負担かかりすぎ/人口を増やせる環境整備などで税金納められる人を増やす/公平で健全な税制のためには、始まったマイナンバー制度の内容を高め、資産多い人からの税を得る/ 等

～皆様、ご協力誠にありがとうございました～

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室®〕法人税その40

減価償却制度の見直しについて

Q 平成28年度税制改正により、減価償却制度の一部が見直しされたと聞きました。こちらの概要について教えてください。

A
概要と適用時期

平成28年度税制改正により、これまで定額法と定率法の2種類あった建物附属設備と構築物の減価償却方法が、「課税ベ-ス拡大」の観点から「定額法」に一本化されることになりました。平成28年4月1日以後取得分より適用されることとなります。

建物附属設備とは、昇降機設備や電気・ガス設備等のこと(建物と一体となって機能を発揮する附属設備)を指し、構築物とは舗装道路、貯水池など土地の上に定着した建造物、土木設備、工作物を指します。今回はその2点についての改正になりました。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法

取得日ベースで判定

この改正は平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備と構築物について適用されるため、同日前に取得を行っていただければ実際に事業のために使用する日(事業供用日)が同日以後であっても、従前どおり、定率法により減価償却することが可能となります。

既存資産に対する資本的支出

平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備と構築物については定率法により減価償却を行っている会社も多いものと思われます。しかし、このように定率

法により減価償却を行っている既存の建物附属設備や構築物に対する平成28年4月1日以後の資本的支出についても、今後は定額法に一本化されることになりました。例えば、平成20年度中に、取得したエレベ-ター設備(建物附属設備)についてこれまで定率法により減価償却を行ってきた場合であっても、平成28年4月1日に駆動装置を新品に交換した場合は、その改良工事については定額法により減価償却することになります。

平成10年度税制改正との違い

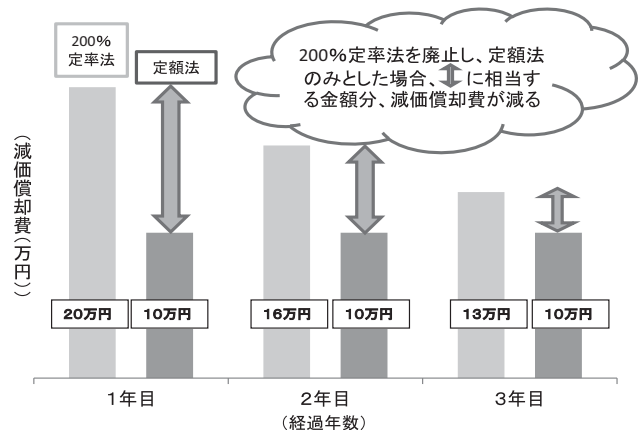
建物の減価償却方法が定額法に一本化されたのは、平成10年度税制改正においてですが、その際には、適用日前に定率法で償却していた建物について適用日以後に行った資本的支出の償却方法が定額法に強制されることはありませんでした。

しかしながら、現行法令における資本的支出は、新規資産の取得とみなすことが原則とされるため、取得日が平成28年4月1日以後の資本的支出についても減価償却方法は定額法で一本化されます。

したがって、従来定率法を採用していたケースでは資本的支出の対象となった建物附属設備あるいは構築物と、それに対して実施した資本的支出は減価償却方法が異なることとなり、種類及び耐用年数が同じであっても償却限度額のグル-ピング計算は行えないこととなりますので注意が必要です。

(参考)

【100万円、耐用年数10年の減価償却資産を取得した場合の例】



資産区分/取得時期	~H10. 3. 31	~H19. 3. 31	~H24. 3. 31	~H28. 3. 31	H28.4.1 ~
建物	旧定額法 or旧定率法	旧定額法	定額法		
建物附属設備、構築物		旧定額法 or旧定率法	定額法 or250%定率法	定額法 or200%定率法	定額法のみ
機械装置、工具器具備品、 車両運搬具、船舶、航空機	旧定額法 or旧定率法		定額法 or200%定率法	定額法 or200%定率法	定額法 or200%定率法
無形固定資産	旧定額法		定額法		

(注) 複数の償却方法がある場合に償却方法を選定しなかったときは、法人は「旧定率法」または「定率法」、個人は「旧定額法」または「定額法」が償却方法となる。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利率グル-プ稿)(監修：関東信越税理士会 松本支部)



皆さん
こんにちは♪

(有)二木工業
安曇野市穂高
代表取締役 二木 正之 氏

「製造業を支える縁の下の力もち」

安曇野市の(有)二木工業様は、昭和42年に創業されアルマイト処理を中心としたアルミニウム表面処理を手掛ける会社です。12年前お父様の後を継ぎ2代目社長に就任されました。

アルミニウムは軽く加工しやすくリサイクル性が高い等の優れた特性を持ちますが、表面が柔らかくキズが付きやすい材料でもあります。これをアルマイト処理することで、表面硬度が増して優れた性能が加わり、また黒・ゴールド・ブルーなどの着色も可能となります。こうした処理が施された部品は、身近な家電用品をはじめ、医療器具、自動車といった様々な製品に欠かせないものとなっています。二木工業様では現在、とりわけ産業機械で使われるパーツを多く手掛けているそうです。

精度が求められる仕事ですが、製造工程の数値化を図りつつも、高い技術を持つ社員の方々の感性を大切にすると共に、お客様と連絡を密にすることで、間違いを起こさないことを心掛けていらっしゃいます。

大変緊張感のある毎日ですが、「リラックスする時は？」とお尋ねすると「休日を家族と過ごすこと」と即答して下さいました。しばし遠ざかっていた趣味のハングライダーで再び大空を翔る日を楽しみにされるアクティブな二木社長です。

(忠地恵子編集委員)



頑張ってます!!

『おいしかったよの
声がうれしくて』

レストランあづみ野
アルプスシャツ(株) フード事業部
長野自動車道梓川サービスエリア(下り線)
野口 冬紀 さん

長野自動車道梓川サービスエリア下り線にある「レストランあづみ野」で、ホールリーダーとして働いています。接客業は初めてでしたので、不安もありましたが、人と接することは嫌いではなく、話すことは好きでしたので、8年間毎日充実しています。

場所柄、朝の7時から夜の10時まで年中無休の営業で、ほとんどは県外など遠方からのお客様をお迎えしていますが、言葉遣いや習慣・価値観の違いから戸惑うことも多く、そんな中でもお一人お一人に合わせた対応を心掛けています。レストランで過ごす時間は、長距離運転の憩いのひと時ですので、楽しく食事をされて、ハンドルを握るときにはよりリフレッシュしていただけるように願っています。

おすすめのメニューはおそばで、自分も初めてここでおいしさに目覚めましたが、信州そばの名に恥じない味わいは、県外の方の高い期待にもこたえています。

休日には身近な里山での山歩きを楽しむことが多かったのですが、熊の出没が増えたことをきっかけに、最近はおっぱらもうすぐ2歳になる孫の相手で癒されています。(横沢敏編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

キッセイ薬品工業株式会社

本社:〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



法律レポート

平成29年4月から始まる長野地方裁判所松本支部における労働審判を経営者も最大限、活用しよう！ (その1)

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



平成29年4月1日から労働審判が長野地方裁判所松本支部で実施されます。長野県弁護士会が一体となり取り組み、県議会や、中南信地域全自治体の議会における意見書採択、弁政連の協力、各団体（労働者、経営者双方）の協力を得て実現に至ったもので、松本法人会も一役を担っております。

1. 活動の詳細

(1) 長野県弁護士会総会決議の採択

平成23年9月21日 松本在住会に「松本支部労働審判開設準備会」発足。政治団体、労働団体への働きかけ。

平成24年6月 長野県弁護士会定期総会にて決議可決。

(2) 意見書の採択

平成24年6月～10月 パンフレット完成し、各団体（政治、労働）に配布し、長野県議会及び最高裁判所に対する要望書への署名依頼。

(協力要請団体)

企業団体

各地の商工会議所、商工会、法人会、青年会議所、長野県商工会連合会、長野県商工会議所連合会、長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会

労働者団体

地区労連、県労連、連合長野、労働者福祉協議会

平成24年11月30日 長野県議会において意見書採択。

平成24年12月12日 松本市議会において意見書採択。

2. 個別労働者紛争と労働審判

(1) 社会経済情勢の悪化に伴い、使用者側と個々の労働者との紛争が増加しており、簡易かつ迅速に個別労働者紛争を解決する制度として、平成18年に発足した裁判所の労働審判がありますが、解雇や給料の未払といった、事業主と個々の労働者との間の労働に関するトラブルを、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的として、地方裁判所

で実施される手続です。

(2) 労働審判は、県内6箇所にある支部では扱わず、原則として裁判所本庁（長野市）でしか扱っていませんでしたが、中南信の方々が容易に労働審判を利用できるよう、まず松本支部で労働審判が開設されることになり、労働者にとっても使用者にとっても大変喜ばしい事であります。（まちのライフラインとして地域司法基盤の充実）

(3) 労働審判では、裁判官（労働審判官）1名と労働関係に関する専門的な知識と経験を有する労働審判員2名の、合計3名で構成される労働審判委員会が、双方の言い分を聞きながら、適宜調停（話し合い）による解決を打診し、調停ができない場合には、審判という形で一定の結論を下します。

(4) 裁判のように法律上の主張を厳密に組み立てなくとも、手続に参加することができますし、話し合いを基本とした手続ですので、事案の実情に応じた柔軟な紛争の解決を行うこともできます。

3. 労働紛争の司法統計

(1) 東北信と中南信の民事上の個別労働紛争相談件数を比較しますと、双方ともほぼ同数の相談件数（平成24年度で、東北信は2670件、中南信では2917件）ですが中南信の相談件数が急増しています。

(2) 東北信と中南信とのあっせん申請件数を比較しますと、平成24年度では、東北信103件対中南信95件となり、中南信の申請件数の増加が目につき、あっせんの次の段階での解決、とりわけ労働審判での解決が大変期待されます。

(3) 労働審判の事件件数は急速に増加しています。それだけ、労働問題の解決の必要性は高まっており、この制度の有効性が認められています。

全国では、平成18年877件、平成19年1494件、平成20年2052件、平成21年3468件と増加し、平成24年3719件、平成25年3678件、平成26年3146件となっています。

(4) 長野地方裁判所では、平成18年11件、平成19年14件、平成20年23件、平成21年16件、平成22年40件、平成23年26件、平成24年34件、平成25年25件、平成26年29件となっています。

4 . 労働審判のメリットとは

審理が最大3回以内(約3カ月)のため、迅速な解決が可能。

民事訴訟と比べ安い費用(半額)でできる。

個人でも申立て、勝つことが可能。

労働局の「あっせん」より強制力がある。

ある程度の融通が利く。

解決率が高い。

和解(調停)が困難な場合には審判が出されて、法的効力が発揮される。

審判結果に不服ならば、通常訴訟へ移ることができる。

労働問題専門の制度。

万が一負けたとしても、費用・時間などが「大損」にはならない。

相手を交渉の場につかせることができる。

審理期間が短いため、最初に証拠を集中してそろえ

る必要がある。

などがあります。

5 . 労働審判のデメリットとは

請求金額が満額もらえるのはレアケース。

通常訴訟へ移った場合、申立書以外は一からやり直し。

集団での申立はできず、あくまで個人vs会社。

申立が地方裁判所のみ。

地域によって

審判委員会の

質がマチマチ。

解決後、内容

の公表ができ

ない。

などでありま

す。

三浦法律事務所
 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
 〒390-0874 松本市大手1-3-29
 丸今ビル3F
 TEL (0263) 39-2030(代)
 FAX (0263) 39-2031

〈法人会やまびこ運動〉

あなたのお知り合いを紹介してください!

松本法人会

“やまびこ運動”

始めました

～ 11月まで実施します ～

《本号折込チラシでお願い》

皆様のお知り合いをご紹介いただき、法人会にご入会いただいている方に当会から入会のお勧めをする運動です。

《ご紹介いただきたいのは》

松本市、塩尻市、安曇野市、朝日村、生坂村、麻績村、筑北村、山形村に所在する事業所であれば、法人・個人を問いません。支店や営業所などもけっこうです。ご紹介先は当会加入の有無を問いませんので、お気軽にご返信をお願いいたします。

《ご紹介先返信の方法》

本号折込のチラシにご記入の上、5月末日までに返

信くださるようお願い申し上げます。

(以降、チラシ折込は8月と10月の予定)

《ご紹介いただいた会員の皆様に二大特典》

特典その1

ご協力いただいた方限定「法人会 やまびこ運動協力シール」を差し上げます!

当会の研修会などにご出席の際お渡しする「出席票」シール同様、決算申告時に出席票貼付台紙(松本法人会会員証明書)に貼って税務署に提出してください。

「法人会 やまびこ運動協力シール」は今回のご協力者に限り発行し、松本税務署でも認識していただくことになっております。

特典その2

当会広報誌『まつもとほうじん』へのチラシ折込サービスご利用時の特別割引料金適用!

通常会員料金15,000円 **5,000円**

ご紹介先の返信の際、本サービスご利用についてお知らせください。概要は4月号の本紙に折込のチラシをご参照くださるか、事務局までお問い合わせください。

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。
 PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
 www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
 品質 ISO 9001
 認証取得

ふるさとの宝
次代へのおくりもの

217 ～昭和浪漫あふれる商店建築～

かん ばん けん ちく
看板建築

江戸時代から商都として発展した松本市では、早くから都会の流行に敏感で、街道筋の商店街を華やかに飾ってきました。

度重なる再開発の中で、町並みは近代化してきましたが、ところどころに残る時代の記憶を宿す懐かしい建物には、あわせて美しいデザイン性を見出すことができます。



新緑に包まれるこの季節に、工芸からクラフトへとつながるものづくりの街が生み出した、ちょっと不思議な風景を探ず街歩きはいかがでしょうか。

(横沢 敏
編集委員)



青年部コーナー

— 青年部第41回通常総会開催 —

4月26日、青年部第41回通常総会が開催されました。総会では提出された各議案が承認され、新たに平成28年度事業が



スタートしました。総会終了後には松本税務署小林副署長さんの税務講話を拝聴しました。祝賀会も盛大に催され、青年部らしいにぎやかな総会となりました。

女性部コーナー

— 第37回通常総会開催 —

女性部第37回通常総会が4月18日に開催され、前年度事業/収支報告、本年度事業/予算計画といった各議案が承認されました。総会に引き続き、葉月千里さん



(ピアノ：山崎さだみさん)をお迎えし、シャンソンコンサートを開催。続く祝賀会も大いに盛り上がりました。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

各種観光土産品総合卸売

わさび漬製造



野 沢 菜 漬
味 お 噌 や 漬
お ぶ り か 漬
生 そ け ば



株式会社 まるたか

安曇野市豊科南穂高4422
TEL(0263) 73-5200
FAX(0263) 73-5400

平成28年度前期
部会税務研修会

テーマ

平成28年度税制改正について、その他

本年度前期の税務研修会は、下記の日程で行います。会員の皆様には、別途ハガキにてご案内します。なお、旧松本市内以外の部会は、部会総会も同時に実施いたしますので、あわせてご出席ください。

*講師：松本税務署担当官（松本会場(A～Eブロック)は全て14:00～、大同生命松本ビル1F第一会議室にて行います。)

日 程	部 会	時 間 (松本各ブロックは14:00～)	会 場
5月10日(火)	上高地・白骨温泉旅館部会	16:00～総会 ・ 16:40～研修会	松本東急REIホテル
5月17日(火)	朝日部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	朝日村商工会
5月18日(水)	安曇部会	16:00～総会 ・ 16:40～研修会	松本商工会議所 安曇支所
5月19日(木)	三郷部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 三郷支所
5月20日(金)	山形部会	15:00～研修会 ・ 16:00～総会	山形村商工会
5月23日(月)	堀金部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 堀金支所
5月24日(火)	波田部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	松本市波田商工会
5月25日(水)	梓川部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	松本商工会議所 梓川支所
5月30日(月)	川手部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	安曇野市商工会 明科支所
6月2日(木)	松本Aブロック (中央・大手・深志 各地区と農協部会)		
6月3日(金)	筑北部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	麻績村商工会
6月6日(月)	松本Bブロック (城西・丸の内・開智・北深志・白板・宮渕・宮渕本村・巾上・中条・新橋・蟻ヶ崎・蟻ヶ崎台・城山・沢村・桐・旭・美須々・岡田(各町)・渚・島内 各地区)		
6月7日(火)	塩尻部会	15:00～研修会 ・ 16:10～総会	中信会館ベルヴィホール
6月13日(月)	奈川部会	15:00～総会 ・ 15:40～研修会	松本商工会議所 奈川支所
6月14日(火)	松本Cブロック (城東・清水・元町・女鳥羽・埋橋・県・筑摩・神田・里山辺・入山辺・浅間温泉・南浅間・横田・惣社・大村・水汲・洞・稲倉・原・三才山・寿(各町)・松原・並柳・中山・中山台・内田 各地区)		
6月16日(木)	穂高部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 穂高支所
6月17日(金)	豊科部会	15:00～総会 ・ 15:50～研修会	安曇野市商工会 豊科支所
6月24日(金)	松本Dブロック (本庄・庄内・南松本・鎌田・双葉・井川城・出川町・出川・征矢野・高宮(各町)・両島・笹部・南原・島立・新村・和田 各地区)		
6月29日(水)	松本Eブロック (野溝木工・野溝西・野溝東・市場・宮田・芳野・石芝・平田西・平田東・芳川小屋村井町(各町)・笹賀・空港東・神林・今井 各地区)		



経営を取り巻く様々なリスクから会員企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

「消費税申告一声運動実施中」

高度情報化社会を生き抜くために!

マイナンバー対応

法人会の情報漏えいガード

業務過誤賠償責任保険普通保険約款/個人情報漏洩特約
危機管理コンサルティング費用特約/危機管理実行費用特約

2016年1月からマイナンバー制度の運用が開始。
マイナンバーは秘匿性の高い情報であり厳重な管理が求められ、
事業者には高い注意義務が求められます。
また、サイバー攻撃が猛威を奮っていることから、
情報漏洩事故が発生した場合の対策もますます重要になってきています。
貴社では、マイナンバーの情報管理体制は万全ですか。

AIU損害保険株式会社
<http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先
松本支店
〒390-0815 長野県 松本市深志2-5-26 松本第一ビル 7F
TEL.0263-35-1933 FAX.0263-36-7975
(受付時間:午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

5月の予定

9日税制委グループ会議 10日上高地・白骨温泉
旅館部会総会・税務研修会 11日女性部幹事会、
青年部第六委・幹事会 12日税務入門(おさらい)
講座 13日正副会長会、理事会 17日朝日部会税
務研修会・総会 18日安曇部会総会、税務研修会
19日三郷部会総会、税務研修会 20日山形部会税

務研修会・総会 23日堀金部会総会、税務研修会
24日波田部会税務研修会、総会 25日梓川部会総
会・税務研修会 27日決算説明会 30日川手部会
総会、税務研修会

決算説明会(法人税・消費税の説明会/4月決算法人対象)
5月27日(金) 午後2時より
大同生命ビル1階 第一会議室

自動車税は5月31日(火)までに納めましょう

コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付できます

平成28年度の自動車税の納期限は5月31日(火)です。自動車税は必ず納期限までに納めましょう。

自動車税は4月1日午前0時に自動車を所有している方に課税されます。お手元に届けられる納税通知書により、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアまたは地方事務所税務課で納付してください。

なお、コンビニエンスストアなら24時間いつでも納付することができますのでご利用ください。

自動車税を納めていただいた際にお渡しする領収書には「納税証明書」がついています。これは、継続検査(車検)を受けるときに必要なとなりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

なお、「納税通知書が届かない」「所有していない自動車の納税通知書が届いた」「身体障害者等の減免を受けたい」などのご相談は、松本地方事務所税務課 電話(0263)40-1905(直通)までお問い合わせください。

2016シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2016シーズンも松本山雅FCへのサポート(パートナーカンパニー10)を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先(住所・電話番号)

ご希望される試合 お一人様1試合とさせていただきます。下の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。(ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合がございます。)

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX(36-0839)で、5月20日(金)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

【注意点】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は6月4日[vsギラハヴァンツ北九州]～8月11日[vsFC岐阜]までのチケットです。以降の試合は後日ご案内いたします。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
16	6月4日(土)	ギラヴァンツ北九州	15:00
17	6月8日(水)	北海道コンサドーレ札幌	19:00
19	6月19日(日)	モンテディオ山形	18:00
22	7月10日(日)	ツエーゲン金沢	18:00
25	7月24日(日)	V・ファーレン長崎	18:00
27	8月7日(日)	水戸ホーリーホック	18:00
28	8月11日(木・祝)	FC岐阜	18:00

【お問い合わせ】

法人会事務局(電話:0263-35-8080)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ：タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 録音機
タブレット
デジタルカメラ
デジタルカメラ
手書きのイラスト
素材を組み合わせて
自社HPから

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



八坂神社のよいそれ (安曇野市豊科)



安曇野市豊科では毎年9月に「よいそれ」の伝統祭事が行われます。子供達の学業成就や健やかな成長を願い、自分達で絵付けをした灯籠に灯りをともし、すすきを付け、「よいそーれ」と声をかけ街を練り歩き、氏神様に祈りを捧げます。(忠地恵子編集委員)

いそーれ」と声をかけ街を練り歩き、氏神様に祈りを捧げます。(忠地恵子編集委員)

(株)コミュニケーションズ・アイ

メンタルヘルスの専門機関 コミュニケーションズ・アイの

ストレスチェック

平成27年12月1日～スタート
改正労働安全衛生法に 対応!



導入準備から実施・フォローまで、EAP専門の弊社におまかせ下さい!

- 専門スタッフが、導入のご相談に!「心の健康づくり計画」「ストレスチェック実施計画」等の作成支援はお任せください!
- 事業所の実態に合わせて調査票を用意!
- 「実施者」としてストレス調査の実施が可能
- 集団分析レポートで職場改善に直結!
- 「実施事務従事者」として個人情報を守る大切な事務作業を代行!
- メンタルヘルス研修の実施 個別カウンセリング

(株)コミュニケーションズ・アイ

〒390-0821 松本市筑摩1丁目11番20号 上條ビル2F TEL0263-29-2607

川柳コーナー
第五十六回松本市芸術文化祭
市民芸展 川柳入選作品紹介
松本市長賞
武器よりも
世界を変える
紙とペン
末光 悦子
奨励賞
老いてなお
今日より明日を
信じたい
小山 満子

あとがき

東京オリンピックの良きにつけ、悪しきにつけ盛り上がりを感じられます。近々にはリオで開催される大会も大いに楽しみに、地球の半分以上離れた遠い国にも興味をそえられるところです。

すでに選手が選ばれ、世界の頂点へと自分の全てをかけたトレーニングに励まれる日々の事でしょう。はげしいメニューをこなす中で、怪我にあわれる事も...。長年、最高の舞台に立つ事をめざし、自分の為、そして何より応援し続けて体も心も支えてくれる人々の為頑張ってきたのに、なぜ今、なぜ自分がと悲しく、悔しい気持ち。なぐさめる言葉も見あたりません。

しかし、次回は自分の国、日本でのオリンピックが着々と準備され、活躍のステージが待っています。災害、紛争、経済不安等、心が萎えてしまう様な暮らしの中、スポーツがもたらしてくれる希望の光、生きる力を私達は心から求めています。応援しています。サポーターも感じています。自分もチームの一員!と。

(忠地)
(本号編集委員...)

忠地恵子、
横沢 敏)



注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田 哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社